

センター利用についての Q&A

Q1 障害者職業センターを利用するにはどうしたらよいですか

A1 相談は予約制になっていますので、事前に電話（082-502-4795）または E-mail（hiroshima-ctr@jeed.go.jp）でご連絡ください。

なお、センター全体のご説明としてガイダンス、リワーク支援では説明会を開催していません。

Q2 障害者手帳がなくても利用できますか？

A2 手帳の有無を問わず利用できます。身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等により、就職、職場適応、復職等に支援を必要とされる方が対象となります。

Q3 利用には費用がかかりますか？

A3 センターの利用には費用はかかりません。交通費等は自己負担となります。

Q4 職業紹介はしてもらえますか？

A4 センターでは求人斡旋は行っておりません。職業紹介をご希望の場合は、ハローワーク等をご利用ください。求職活動の際にはハローワークと連携しながら支援を行うことが可能です。

Q5 職業訓練は受けられますか？

A5 障害者職業センターでは、職業にかかる専門的な知識・技能を身に付ける訓練は実施していません。職業訓練については職業能力開発施設をご利用ください（吉備高原職業リハビリテーションセンター、障害者能力開発校、公的職業訓練等）。

なお、障害者職業センターでは就職に向けてご自身の長所や得意なこと、苦手なことなどを見極め、課題や苦手となることへの対処方法を検討する「職業準備支援」を実施しています。

Q6 カウンセリングは受けられますか？

A6 センターで行うカウンセリングは、職業選択や職業生活に関するものとなります。心理療法や治療的カウンセリングをご希望の場合は、専門期間（医療機関など）の利用をお願いします。

Q7 精神障害があります。主治医とはまだ就労についての相談をしていますが、センターで相談することができますか？

A7 精神障害のある方は、就職活動や就職後の職場適応において、主治医の継続的なケアが必要になります。そのため、相談の過程で必要に応じ主治医の考えをお聞きしたり、情報交換をさせていただくことがあり、事前に主治医と就労についての相談をしてから障害者職業センターの利用をお考えください。

Q8 初回利用時に持っていくもの、用意すべきことはありますか？

A8 ご了解のもと受付票への記入をお願いしておりますので、筆記用具のご準備をお願いいたします（当日貸出も可能です）。また、所持されている場合に可能であれば、障害者手帳、お薬手帳、主治医の意見書（診断書）などは、コピーを取らせていただければと思いますので、当日ご持参ください。

Q9 障害者の家族ですが、障害者の就職について悩んでいます。家族だけで障害者職業センターを利用できますか？

A9 ガイダンスについては、ご家族だけでも参加いただけます。障害者職業センターのサービス内容をご家族が理解してからご本人に利用をお勧めになることが円滑な利用につながる場合も少なくありません。ご家族のお話をお聞きして助言させていただくことも可能ですので、お気軽にご参加ください。

Q10 学生でも利用できますか。

A10 学生の方も就職相談が可能です。学生の方の場合には就職活動を本格的に実施するタイミングでの利用をお願いしており、原則高校生であれば3年生から、大学生であれば4年生からの利用をお願いしています。

Q11 公務員は利用できますか

A11 国や都道府県、市町村等の機関（※）に採用された方については、当センターの支援対象とはならないため、ハローワークをご利用ください。また、当センターを利用する方が国等の求人へ応募する場合、採用前までは支援を行っていますが、採用後については支援対象とはなりません。

（※）国や都道府県、市町村等の機関：国及びその出先機関並びに地方公共団体に加え、独立行政法人のうち行政執行法人及び特定地方独立行政法人

Q12 個人情報の取扱いはどうしていますか？

A12 センターの利用に伴い、職業センターにおいて個人情報を管理することになりますが、全ての個人情報は、個人情報保護法及び個人情報の取扱いに関する規程等に基づき適正に管理しています。目的の範囲を超えて外部に情報が漏れることはありませんので、ご安心下さい。